

令和7年度裾野市農業委員会6月総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏			東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

7	鈴木 知華						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 八木幸次 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

3	勝又 直美	4	勝又 和一
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 5号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 6号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第 7号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第 8号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて
- (5) 議第 9号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第10号 非農地証明願の裁定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和7年度裾野市農業委員会6月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、3番 勝又直美委員、4番 勝又和一委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第5号 農地法第4条の規定による農地転用届出に
 対する受理について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第5号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1～2

(議案朗読により説明)

議 長 ただ今の報第5号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第6号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第6号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～2

(議案朗読により説明)

議 長 ただ今の報第6号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第7号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第7号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は1筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は230㎡で、地目は公簿現況ともに畑です。
渡人は、令和4年に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理ができず、
申請地に隣接する農地を所有する受人に相談したところ、受人が譲り受けることで話が
まとまり、申請に至りました。
受人は15年ほど前から、長年の農業経験がある父とともに、農作業に従事しており、
主に芝を栽培しています。
世帯の経営農地は約1haで、管理も適切に行われており、経験、技術については問題
ありません。
従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。
耕作計画によると、芝を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。
ご審議のほどをお願いします。

議 長 ただ今の議第7号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第7号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第8号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて 番号1～2は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第8号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて 番号1～2

 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 本案件は、令和5年11月27日付けで、工事により発生する残土処分を請け負うにあたり、受入地を探していたところ、貸人の土地で5年間の残土処分のための一時転用、及び調整池の恒久転用のための許可を受けたものです。

この度、当初計画よりも残土処分量が少なく、まだ現在残土処分している場所に運び入れることが可能であり、また申請地以外でより条件のいい候補地が挙げたため、本事業計画が中止となり申請に至りました。

申請地は許可当初から全く残土処分地として利用されておらず、調整池の設置もされておられません。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今の議第8号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員 調整池は残土置き場のためのものということだったのでしょうか。

事務局 はい。事業のためのものです。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第8号 番号1～2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第9号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第9号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地の現況は休耕地となっています。

受人は渡人の孫にあたります。

受人は祖父に代わり農業を営んでおり、農業の効率化を図るため、農業機械を導入しましたが、保管場所がなく、現在は自宅の車庫に保管し、自動車を屋外に駐車している状況です。

今回、防犯面や自宅に隣接している農地の今後の管理について考慮し、渡人に相談したところ、自宅の隣接する農地の一部を譲渡し、農業用倉庫及び作業場を建設することで話がまとまり、申請に至ったものです。

申請地は第2種農地に区分されますが、代替性の検討がされております。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は田、東側、南側は道路、西側は貸人の畑に面しています。

雨水は自然浸透とし、農業用倉庫での取水及び排水はありません。屋外作業場には農機具・農業機械用の洗浄用の水栓を設置しますが、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の議第9号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第9号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第9号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第9号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 1番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地の現況は休耕地となっています。

渡人は、令和4年に相続により申請地を取得しましたが、住まいが離れているため、現在は保全管理を行っている状態でした。

受人は、申請地の隣地に住んでおります。また、自宅から申請地を挟んだ反対側は受人の事業所になっております。

今回、渡人から受人に売買について相談したところ、自宅兼事業所の来客用の駐車場として利用するために売買することで話がまとまったことから、申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

場内には、碎石を敷く計画です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

周囲は宅地及び道路に囲まれており、周囲に農地はありません。
敷地内は砕石を敷き、雨水は自然浸透となります。その他の給水や排水の利用はありません。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の議第9号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第9号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第10号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第10号 非農地証明願の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 1番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地の現況は、竹林および原野となっています。面積は3筆合計で253㎡です。
願出人は、平成17年に相続により願出地を相続しましたが、その頃から自身による耕作管理ができず、耕作がされない状態が続いていたことにより竹林化、原野化していました。現況からみて、農地への復元は困難であります。

課税地目は1筆が「原野」で、2筆が「畑」となっていますが、現況は原野となっています。

願出地の1筆については、北側、東側、南側は宅地で、西側は河川となっています。

願出地の2筆は相互に接続していますが、いずれも周辺は宅地に接しています。

既に、竹林、原野の状態となり相当年数が経過しているうえに、周辺に農地がないため影響はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第10号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それではお諮りします。議第10号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

ではこれをもって令和7年度裾野市農業委員会6月総会を閉会します。

令和7年6月10日（会議録署名人）

3番署名人 勝又直美

4番署名人 勝又一和